

2022(令和4)年9月26日

佐世保商工会議所 会員事業所  
新よかよか共済(生命共済)加入者の皆様

佐世保商工会議所 共済本部

**新型コロナウイルス感染症に関する病気入院見舞金のお取扱いについて**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けられた皆様には謹んでお見舞い申し上げますとともに、現在罹患されている皆様の一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、新よかよか共済（生命共済）制度におきましては、これまで疾病や特定の感染症により5日以上入院された場合にお支払いする『病気入院見舞金』の対象について、新型コロナウイルス感染症と診断され医師の指示により臨時施設や自宅で療養された場合においても、契約上の「入院」とみなす特別な取扱い（以下、「みなし入院」）で対応してまいりました。

しかし今般、政府から新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律に重症化リスクの高い方々に限定するとした方針が発表されたことに伴いまして、『病気入院見舞金』におきましても、2022(令和4)年9月26日(月)より下記のとおり取扱いを変更することとなりましたのでお知らせいたします。

皆様には趣旨をご理解賜り、引き続き本制度をご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

**<病気入院見舞金支払要件の変更について>**

2022(令和4)年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方(※1)のうち、重症化リスクの高い方々(※2)を除き、病気入院見舞金の支払対象外とさせていただきます。

※1：陽性判定は病院、保健所、PCR検査センター等の医師の判断に基づく判定に限ります。

※2：重症化リスクが高い方々の定義について

65歳以上の方/入院を要する方/重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方/妊婦の方

ケース		従前	9月26日以降
病院入院された場合		○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊・自宅療養された場合	重症化リスクの高い方(※2)	○ お支払対象	○ お支払対象
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外

以上

佐世保商工会議所 共済本部担当：野田・岡村

TEL：(0956)22-6121 FAX：(0956)25-8616

引受保険会社／アクサ生命保険株式会社

取扱店／アクサ生命保険株式会社 佐世保営業所